

JIS

システム及びソフトウェア技術—
システム及びソフトウェアアシュアランス
—第2部：アシュアランスケース

JIS X 0134-2 : 2016
(ISO/IEC 15026-2 : 2011)
(IP SJ/JSA)

平成 28 年 3 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会
	藤 田 和 重	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 適合性	2
3 引用規格	2
4 用語及び定義	2
5 この規格の使用	2
6 アシュアランスケースの構造及び内容	4
6.1 一般	4
6.2 全体構造	4
6.3 主張	7
6.4 議論	7
6.5 証拠	8
6.6 前提条件	8
6.7 正当性の裏付け	9
6.8 アシュアランスケースの結合	9
7 この規格のアシュアランスケースの利用に対して規定される成果	9
7.1 成果	9
7.2 この規格との対応付け	10
附属書 JA (参考) 用語集	11
参考文献	12
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 0134 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS X 0134-1 第 1 部：概念と語彙（予定）

JIS X 0134-2 第 2 部：アシュアランスケース

JIS X 0134-3 第 3 部：システム完全性水準（予定）

JIS X 0134-4 第 4 部：ライフサイクルにおけるアシュアランス（予定）

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェアアシュアランス— 第 2 部：アシュアランスケース

Systems and software engineering—Systems and software assurance— Part 2: Assurance case

序文

この規格は、2011年に第1版として発行された ISO/IEC 15026-2 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項及び附属書 JA は、対応国際規格にはない事項である。附属書 JA には用語集も含む。

安全性に関する規制が、方法を細かく規定する規範的なものから、目標達成に重点を置く目的指向のものに移行するにつれ、安全ケースが安全管理活動の最上位文書として重要度を増している。さらに、この種の文書が安全性だけでなく、セキュリティ、ディペンダビリティなど、システムの他の属性についても有効であることが認められ、セキュリティケース、ディペンダビリティケースなどが取り扱われることとなった。その結果、一般的な名称としてアシュアランスケースが広く用いられるに至っている。

この規格の目的は次の三つである。

- a) アシュアランスケースの内容及びアシュアランスケース構造に対する制限の類型を確立する。
- b) 個々のアシュアランスケースの間の一貫性及び比較可能性を向上させる。
- c) 利害関係者の意思疎通、技術上の意思決定などへのアシュアランスケース利用を促進する。

様々な応用分野及び話題におけるアシュアランスケース関係の既存の規格類では、共通の主題に対して、異なる用語体系及び概念を用いることがある。この規格は、分野に専門化した数多くの規格及び手引から得た経験に基づいている。システム又は製品のいかなる特性にも適用することができる。

この規格は、アシュアランスケースを規定する。ISO/IEC TR 15026-1 には、概念及び用語体系に加えて、この規格の理解及び利用に有用な背景及び関係規格のリストが提供されている。アシュアランスケースは、一般に主張を支えるために開発されるもので、安全性、信頼性、保守性、人的要因、運用性、セキュリティなどで用いられる。特定の領域でのアシュアランスケースは、安全ケース、信頼性保守性 (R&M) ケースなどと、特有の名前で呼ばれることも多い。

注記 ISO/IEC TR 15026-1 標準報告書は、ISO/IEC 15026-1 国際規格に置き換えられている。

この規格では、JIS X 0160:2012、JIS X 0170:2013、ISO/IEC 15289:2006 と整合する用語体系及び概念を使用する。この規格を、JIS X 0160:2012 又は JIS X 0170:2013 を伴って適用することを仮定しないし、そのような要求もしない。